



『災害復旧ローン』の取扱開始について

鶴岡信用金庫（理事長 佐藤 祐司）は、「災害復旧ローン」の取扱いを下記のとおり開始いたしますのでお知らせいたします。

本商品は、令和4年12月31日に発生した山形県鶴岡市西目地内土砂災害により、被害を受けた個人の方を対象に生活再建のための資金として期間限定で取扱するものです。

記

- 商品名
「災害復旧ローン」
- 取扱開始日
令和5年1月6日（金）～令和5年3月31日（金）
- 商品概要

項目	内容
1. 商品名	災害復旧ローン
2. 融資対象者	・令和4年12月31日に発生した山形県鶴岡市西目地内土砂災害により被害を受けた個人の方 ・保証会社の保証を得られる方
3. 資金使途	被災からの生活再建に係る次の資金 ①住宅の補修、修繕費用 ②自家用車の修理、買換費用 ③家具、家電等の修理、買換費用 ④申込人が当金庫から借り入れたしんきん保証基金保証付個人ローンの借換資金および借換に伴う手数料 但し、上記①から③のいずれかと合わせた申込に限る。
4. 融資形式	証書貸付
5. 融資金額	500万円以内
5. 融資期間	3ヶ月以上10年以内
6. 返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内） ※融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとのボーナス返済併用も可能

7. 担保・保証人	不 要
8. 融資利率	当金庫所定の融資利率を適用させていただきます。
9. 保証会社	しんきん保証基金
10. その他	ご融資のお申込に際しては当金庫所定の審査がございます。 審査の結果により、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

■ 本件に関するお問い合わせ先・ご照会先

鶴岡信用金庫融資部 担当：上林

TEL：0235-22-2598

以 上

